

内閣総理大臣になるには、どのような手続きを必要とするのだろうか。

内閣総理大臣になるためには、憲法第67条で「国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。」とあるように、まず国会議員であることが大前提である。

次に、内閣総理大臣は憲法66条で「内閣の首長」と規定されている。日本は議院内閣制をとっているため、下院すなわち衆議院での多数党あるいは多数を制する政党の連立によって内閣が組織される。つまり、内閣総理大臣は衆議院での多数党あるいは多数を制する政党によって支持されることも条件になる。現在（2006年9月）は、衆議院での多数を占める政党は自由民主党で、そこで自由民主党の内閣総理大臣候補になった人物を自由民主党と連立与党を組んでいる公明党が支持することで国会はその人物を内閣総理大臣として指名し、天皇が国会の指名に基づいて任命し、内閣総理大臣になる。

自由民主党での選びかたは？ 国会議員であれば誰でもが内閣総理大臣候補になれるが、先ほど述べたように議院内閣制であるから政党の支持がなければ内閣総理大臣になれない。自由民主党では、その候補者として自由民主党総裁の立場にある人物を当てる。自由民主党総裁とは会社であれば代表取締役のような存在で党を代表する立場である。

総裁になるためには総裁選挙に立候補することが必要である。総裁選挙に立候補するためには、まず国会議員であること、そして20人以上の国会議員の推薦人がいることが条件になる。

総裁選挙の投票総数は703票であるが、その内訳は、1人1票の国会議員票が403票と地方票300票になっている。そのうち、地方票だが、全国47都道府県に3票ずつ割り当てられ、残りの159票を各都道府県の党員数に応じて配分される。有権者は、2年間以上党費を納めている党員で、各党員は総裁にふさわしい人物に投票し、その投票結果に応じて地方票がドント方式^{*}によって各候補者に比例配分される。

国会議員投票は（今年は9月20日に実施）党本部で行われるが、通常は第1回投票で過半数を獲得した候補者が総裁になる。けれども、もし過半数を獲得できない場合は、上位2候補による決選投票が国会議員によって行われる。その結果、多数を制した候補者が総裁になるのである。

ちなみに総裁任期は3年間で、今回選ばれる新総裁は2009年9月までである。

直接内閣総理大臣を選べないのか？ このような内閣総理大臣を決める制度は、本当に国民の意思が反映されているのか疑問であるという意見もある。そこでより民意が反映される方法として「首相公選制」が取りざたされた。小泉総理大臣は、2002年に「首相公選制を考える懇談会」を開催し、具体的提案をすることとした。その結果、①首相と副首相をセットで国民が直接選出する案、②憲法に政党条項を導入し各政党が首相候補を明示して選挙を行う案、③政党内での党首手続きを国民一般に開かれたものにする案の3案が提案された。ただ、憲法改正が必要になるため、現在のところ具体的な動きになっていない。

^{*}<各政党の総得票数をそれぞれ1、2、3という正数で割り、割った得票数の大きい政党順に配分する。>